

中村ただしが

「防止側」と「調査側」の兼職は廃止すべき

議案第56号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」案への反対討論（抄）】

たということは、白岡市にとって誠に深刻なことですが、その解決策として教育委員会が議会に最初に出してきたのが、いじめ防止対策推進委員の報酬を引き上げることの条例案であるということだが、まず一つ言ひ残します。いじめ防止対策推進委員の

職務が「白岡市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行つ」とあることは、白岡市いじめ防止対策推進委員会条例3条1号に明記されております。委員としていじめを防止する職務が全うできなかつたために、今回の「いじめの重大事態」は発生したわけですが、なぜその方々の報酬を引き上げるのが解決策となるのか、私には全く理解ができません。まずはいじめ防止対策推進委員が自らの責任を認め、謝罪を行うのが先でないでしょうか。しかも、今回の「いじめの重大事態」がどのような事案であるのか、議会に対しても全く説明がありません。職責を全うできなかつたことについて謝罪も説明もなく、「報酬だけ引き上げてください」という議案には到底賛成できません。

次に、今般の議案説明において教育委員会が一貫していじめ防止対策推進委員会の臨時会を「第三者委員会」と呼んでいることには、きわめて大きな違



いじめ対策推進法の想定する制度



白岡市の条例に基づく現行制度

和感があります。日本弁護士連合会が平成22年に策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」によれば、「第三者委員会」とは、「企業や組織において犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業や組織から独立した委員のみをもつて構成され「…」るタイプの委員会」をいいます。ここで最も重要なのは、委員が組織からの~~個人的~~独立性を有していることであり、その要件が充たされていなければ世間一般では「第三者委員会」とはいいません。白岡市のいじめ防止対策推進委員会の委員は定例会も臨時会も同一のメン

バーより構成されており、その際、条例の委任に基づく規則の、さらにその委任に基づく委員長の決定という市民一般の知る機会のない規定に基づいて臨時会の場合の人数を絞り込んでいるといふことのようですから、これが世間一般にいふ「第三者委員会」に該（あた）らないことは明白です。

なぜこれが問題かといえば、いじめを防止する人間といじめを調査する人間が同じになってしまふからです。いじめの重大事態が発生したといふことは要するにいじめの防止が成功しなかつたということですから、当然、調査する側の人間は防止する側の人間の責任を追及しなければなりません。ところが調査する側の人間が予防する側の人間と同一人物であれば、どうしても追及は甘くなります。例えて言えば、テストを受けた人間が丸付けもするようなもので、客観的かつ公正中立に責任を追及することは制度上期待できず、むしろ逆に構造的な隠蔽を生み出すような制度設計になってしまっています。なぜこのよつたな制度設計のミスが発生しているのかを調べてみたところ、文教厚生常任委員会における委員外議員質疑を通じて、制度の大本になつてゐるいじめ防止対策推進法の曲解に起因するものと理解しました。いじめ防止対策推進法は、①いじめ防止を担当する「いじめ問題対策連絡協議会」、②いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会の連携をさらに実効的とした。いじめ防止対策推進法は、①いじめ防止をするためのプラスアルファの委員会、③いじめの重大事態が発生した場合にアドホックに設置される調査委員会、という3つの組織が別々に規定されて

防止のた
が別建て
ようによ
スアルフ
うという
考えます
指摘し、
があつた
答があつ
いすれ
ない制度
ければな
味での「
その逆に
側に回つ
は、安心
父さんお
と考えま
後から
防止対策
はない、
じめ防止
による委
こういっ
上の制度
ば、今後

はできますか。これはあくまで①のいじめの協議会と②のプラスアルファの委員会となつてゐる場合の話であつて、白岡市との協議会をそもそも設置せずに、②のプラスアルファの委員会に①の仕事も③の仕事も任せよのは制度趣旨に反する法律の曲解であると。文教厚生常任委員会においてはこの点を教育委員会としても県に確認するとの答弁ところですが、その後県からどのようない回にしましても、このよつた隠蔽を生みかねたのか、私は何の報告も受けておりません。構造を匡（ただ）すのが今何よりもやらなければならないことです。制度改正により本当の意第三者委員会」を立ち上げることをせず、いじめを防止するはずの人間が調査するた場合の報酬を引き上げるなど」というおしてお子さんを学校に通わせたいというお母さんたちからの負託を裏切るものであるすので、議案第56号には賛成できません。

◆ ◆ ◆

確認したところによれば、やはり「いじめ推進委員会の臨時会は『第三者委員会』で、というクレームがついた結果、わざわざ「いじめ推進委員会」の委員が外部機関の推薦員に交代してから調査を行つたようです。付け焼き刃のことをするのではなく、条例そのものを改正すべきです。そうでなければ、この事案での調査には懸念しかありません。

います。つまり、いじめの防止を担当する組織といじめの調査を担当する組織は、法律上はあくまで別物なのです。ところが白岡市においては、②のプラスアルファの委員会として「いじめ防止対策推進委員会」のみが設置されており、これが①のいじめ予防のための連絡協議会と、③の調査委員会の両方の機能を兼ねるような恰好になってしまっています。確かに、文部科学省のマニュアルによれば、②のブ